小・中学校入学までのスケジュール

9月初旬 学校案内及び学校選択制希望調査票の配付（65～68ページ参照）

新小学１年生は区役所より郵送
新中学１年生は小学校から児童を通じ配付

9～10月 学校公開・学校説明会開催（15、16ページ参照）

学校選択制説明会　９月５日(木)住之江区役所
（５ページ参照）

10月31日(木) 希望調査票提出期限（郵送：必着　窓口持参：17時30分まで）

通学区域の学校を希望する場合も
「学校選択制希望調査票」を提出してください

11月上旬 希望調査結果公表（区役所より希望調査結果通知書送付）

11月15日(金)～21日(木) 希望変更受付期間（受付期間中１回に限り変更できます）

区役所１階⑦番窓口にて受付(開庁時間内)
(郵送や電話による受付けはできません)

12月下旬 結果公表　通学区域外の学校を選択した方へ区役所より結果通知書または抽選通知書送付

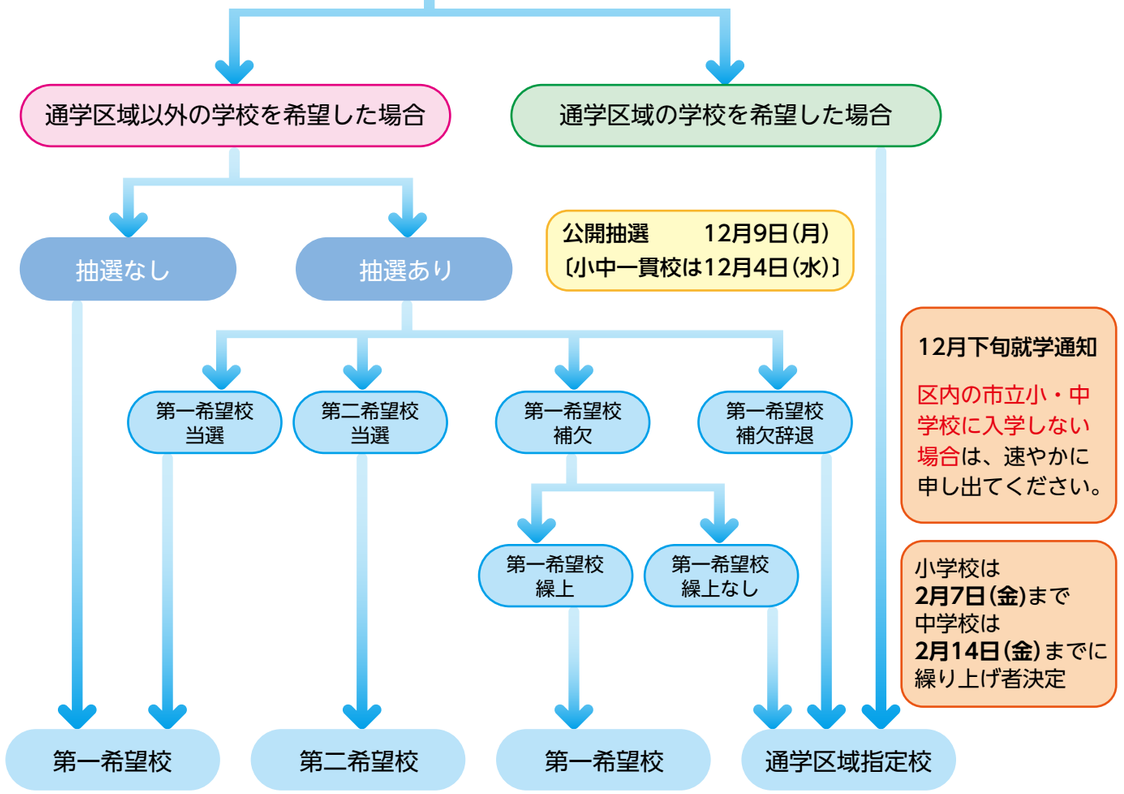

住之江区の学校選択制について

■学校選択制とは？

大阪市では市立の小・中学校に入学する場合、住所によって通学区域を定め入学する学校を指定しています。

住之江区の学校選択制は、通学区域は残したうえで**小・中学校に新入学する際の１回に限り**、区内の通学区域以外の学校を希望により選択できる制度です。

■対象者は誰ですか？

令和７年４月に小・中学校に入学を予定されている住之江区内在住の児童・生徒です。
ただし、「学校選択制希望調査票」を期限【10月31日(木)】までに提出されない場合は選択できません。
＊通学区域内の学校を選択する場合も「学校選択制希望調査票」を提出してください。

■選択できる学校の範囲はありますか？

住之江区内の小・中学校の中から自由に選択できます。ただし、小学校については、自宅からの通学距離がおおむね２km(学校の中心から直線距離で1.5km)以内の小学校を選択範囲とします。(選択可能な学校は13～14ページ参照)

他区や他市町村の小・中学校を選択することはできませんが、施設一体型小中一貫校は全市募集となっており、他区の学校でも選択することができます。(施設一体型小中一貫校の募集方法については、62ページ参照)

■通学の安全確保は？

小・中学校ともに、**原則徒歩での通学**となり、**自転車の利用は禁止**されています。

例外的に校長が必要と認める場合は公共交通機関を利用できますが、その費用は保護者負担となります。通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。**なお、通学の安全確保は保護者の責任となります。**

■通学区域の学校に行きたいのですが？

お住まいの通学区域の学校を選択する場合は、必ず入学できます。

■通学区域以外の学校を選択した場合、必ず入学できますか？

各学校の受入可能人数を超えた場合は抽選となりますので、必ず入学できるとは限りません。受入可能人数の目安については、15～16ページをご参照ください。

なお、**通学区域以外の学校に入学後、お住まいの通学区域の学校に転校することはできません。(国・私立学校へ入学する場合を除き、入学決定後～入学前までの間に入学を辞退することもできません。)**

また、現在、学校選択制により通学区域外の小学校に就学している児童については、中学校に進学する際には、通学区域の中学校が指定校になります。在籍している小学校の進学先中学校への進学を希望される場合は、改めて学校選択制において進学先の中学校を希望していただく必要がありますのでご注意ください。

※小中一貫校に在籍している場合は、希望すれば引き続き中学校に進学可能です。